

改葬までの行程

他の墓地から花園霊園に移動したい場合

① 花園霊園で受入証明書の発行

管理事務所窓口までお骨を移動したい旨お知らせください。

花園霊園管理者事務所より「受入証明書」を発行します。

② 改葬許可証の取得

現在お骨が埋葬されているお墓がある市町村役場にて「改葬許可証」(或いは申請書)を取得します

- 各地域自治センター、地区市民センター、出張所等の窓口で受け取れます。
- 宇都宮市の改葬許可証は花園霊園管理事務所にも備え置きがあります。ネット上で取得出来る自治体もあります。

改葬許可証への記入事項 (宇都宮市の場合。自治体により書式が異なります。)

「申請者」の欄 : お客様の住所・氏名を記入・押印

「死亡者」の欄 : 移動するお骨の氏名・住所等を記入

- お骨の情報が分からない場合は移動元の管理者にお問合せ下さい。

「墓地等の管理者」 : 移動元の墓地管理者に記入・押印してもらいます。

③ 移動元の役所への改葬許可証(申請書)の提出

現在お骨が埋葬されているお墓がある市町村役場の窓口(市役所市民課、各地域自治センター、地区市民センター、出張所等)に記入済みの改葬許可証(申請書)を提出します。その後、改葬許可証を発行してくれます。

- 基本的に即日で対応してくれますが、場合によっては発行まで時間が掛かる場合もあります。

④ お骨の取り出し

現在お骨が埋葬されている墓地管理者に改葬許可証を提示するとお骨が取り出せる様になります。

- その他、お骨取り出しに必要な書類は現在お骨が埋葬されている墓地管理者にお問い合わせ下さい。
- 仏教の場合はお骨を取り出す際にご供養していただく場合が多いです。また同時に墓じまいを行う場合は 閉眼供養をしていただく事が多いです。必要に応じて墓地の管理者等にご相談下さい。

⑤ 花園霊園への埋葬

花園霊園管理事務所にて事務手続きを行っていただければ、埋葬する事が出来ます。必要な書類は以下の様になります。

『改葬許可証』

『花園霊園 永代使用契約書』、『花園霊園 永代使用権利証』

- 埋葬当日でも大丈夫ですが、書類が揃っていれば事前に手続きをする事もできます。